

介護保険料

介護保険は、40歳以上の方が保険料を負担し、介護が必要と認定されたときに費用の一部を支払って、介護保険のサービスを利用する仕組みです。介護保険のサービスにかかる費用の23%は、65歳以上の方の保険料に支えられています。

第1号被保険者の介護保険料

65歳以上の方の介護保険料は、白山市の介護サービス費用がまかなえるよう算出された『基準額』を基に決まります。保険料は本人及び世帯員の市民税課税状況や、本人の前年中の所得に応じて金額が決定します。また、負担が大きくなならないよう12段階に分かれています。

保険料段階表

保険料段階	対象となる方		基準額に対する割合	年額保険料	
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 老齢福祉年金の受給者で、世帯全員が市民税非課税の方 ● 生活保護の受給者 ● 世帯全員が市民税非課税で本人の課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下になる方 		× 0.275	20,526円	
第2段階	本人が市民税非課税	同じ世帯に いる方全員が市民税非課税	本人の課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	× 0.475	35,454円
第3段階			本人の課税年金収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	× 0.70	52,248円
第4段階		同じ世帯に 市民税課税者がいる方	本人の課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	× 0.90	67,176円
第5段階	本人の課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超える方		基準額	74,640円	
第6段階	本人が市民税課税	本人の合計所得金額が120万円未満の方	× 1.15	85,836円	
第7段階		本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	× 1.30	97,032円	
第8段階		本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	× 1.50	111,960円	
第9段階		本人の合計所得金額が320万円以上500万円未満の方	× 1.60	119,424円	
第10段階		本人の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	× 1.725	128,748円	
第11段階		本人の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	× 1.75	130,620円	
第12段階		本人の合計所得金額が1,000万円以上の方	× 2.00	149,280円	

※合計所得金額：収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります）及び、長期・短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除等の所得控除をする前の金額です。ただし、第1～5段階については、さらに公的年金等に係る雑所得を差し引くとともに、合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得（所得金額調整控除が行われている場合は、その控除前の金額）から10万円を控除した金額となります。また、第6～12段階については、合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得または公的年金等所得から10万円を控除した金額となります。

※保険料負担の軽減：公費負担により基準額割合を軽減しています。
（第1段階：0.475 → 0.275、第2段階：0.725 → 0.475、第3段階：0.75 → 0.70）

保険料の納め方

介護保険料の納め方は、年金から差し引かれる特別徴収と納付書等で納める普通徴収の2通りがあります。

【特別徴収】

老齢年金、退職年金、遺族年金、障害年金を受給しており、受給額が年額18万円以上の方は、あらかじめ年金から差し引かれます。保険料は原則として特別徴収です。

【普通徴収】

年金受給額が年額18万円未満の方は、白山市から送付される納付書で納期限までに金融機関で納めていただきます。

●口座振替をご利用ください

毎月月末に自動的に振替されますので、金融機関へ納付に行く必要がなく、納め忘れがありません。なお、途中で特別徴収（年金からの差し引き）になった場合は、口座振替が自動的に停まります。

預金口座の金融機関の取扱店または郵便局窓口で申し込みください。また、インターネットからもお申し込みができるようになりました。詳しくは白山市ホームページ(<https://www.city.hakusan.lg.jp/>)をご確認ください。

振替は手続きされた翌月から始まります。手続きをされた当月は納付書にて納めてください。

第2号被保険者の介護保険料

40歳以上65歳未満の方は、加入している医療保険の算定方法に基づいて計算されます。

【国民健康保険に加入している場合】

白山市の国民健康保険税の算定により計算され、国民健康保険税に上乗せして納めていただきます。詳しくは市役所保険年金課から送付されます「国民健康保険税納税通知書」でご確認ください。

【健康保険・共済組合に加入している場合】

保険料は給料に基づいて計算されます。原則として保険料の半分は事業主が負担します。詳しくは加入している医療保険者にお問い合わせください。

保険料を納めないでいると

1年以上滞納すると

- サービスの費用をいったん全額支払うことになり、あとで申請により保険給付分の払い戻しを受けることとなります。

1年6か月以上滞納すると

- 保険給付の一部、または全部が一時的に差し止めとなります。

2年以上滞納が続くと

- さかのぼって保険料を納めることができなくなり、未納期間に応じて給付制限を受けることとなります。
- サービスの利用者負担が3割(または4割)に引き上げられたり、高額介護サービス費等の支給が受けられなくなります。